



税率
引き上げ
(10%)

住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合 (特別特定取得)

・住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%であり、以下の期間に契約を締結した場合 (特別特例取得)
 新築・・・令和3年9月30日まで
 購入・増改築等・・・令和3年11月30日まで
 ・上記に該当し、合計所得金額1,000万円以下かつ床面積40㎡以上50㎡未満の新築または増改築等の住宅の場合 (特例特別特例取得)

省エネ基準を満たさない新築住宅

認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅